

広島市教育委員会規則第 2 号

令和 7 年 3 月 2 7 日

広島市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則

広島市郷土資料館条例施行規則（昭和 6 0 年広島市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 休館日

ア 郷土資料館（附属展示施設を除く。）

(ア) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日の翌日でない日

(イ) 休日の翌日

(ウ) 8 月 6 日

(エ) 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで

イ 附属展示施設

(ア) 毎月の第 2 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、そ

の直後の休日でない日

(イ) 12月29日から翌年1月4日まで

(ウ) 奇数月の末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その直前の金曜日（当該金曜日が休日に当たるときは、その前日）

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、4月1日から翌年3月31日までの間において7日以内で教育委員会が定める期間

(2) 開館時間

ア 郷土資料館（附属展示施設を除く。）

午前9時から午後5時まで。ただし、入館は、午後4時30分までとする。

イ 附属展示施設

(ア) 月曜日から金曜日まで（休日及び8月6日を除く。） 午前10時から午後9時まで

(イ) 土曜日、日曜日、休日及び8月6日 午前10時から午後6時まで

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。